

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
平成24年度 第2回電子著作物相互利用事業委員会 議事概要

I. 日時 平成25年4月25日(木) 10:00~12:30

場所 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室

II. 出席者 深澤担当理事、半田委員長、高木委員、潮木委員、尾崎アドバイザー(事務局 井端、平田)

### III. 検討事項

はじめに法改正要望の提出までのスケジュールについて、事務局より変更案の確認を行った後で、前回の委員会に引き続き、著作権法一部改正の要望案、利用条件、大学向けアンケートについて検討を行った。

#### 1. スケジュールの変更

前回の委員会では、本年7月に文化庁に要望を提出する予定であったが、要望の裏付けとする大学アンケートの十分な検討、加盟校の周知徹底、関係団体への協力依頼を行うには7月に要望するスケジュールでは無理があること、また、著作権審議会では5月の会議で議題が決まってしまうため、7月に要望を出しても平成25年度に審議してもらえる可能性が低いことが明らかになったことから、要望を25年12月提出に延期し、大学アンケートを9月中旬に実施することを目指して準備することにした。

#### 2. 他団体への協力依頼

法改正の重要性を訴えるために、本協会以外に他団体にも協力を依頼し、他団体からの要望案に対する意見も踏まえながら見直しを行うことも必要であることや、同じようなタイミングで他団体からも要望を出してもらえるような働きかけも行う必要性を確認した。

#### 3. 要望案の理由について

(1) 教育の充実には法改正が必要であることを理由の中心とすることにし、具体的には、ICT活用による改革サイクルの確立と学修支援環境整備、質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進、社会と一体となった取り組みの推進など、国の提言や支援の動きを盛り込むこととした。

(2) 要望理由の後半「しかし、現在の著作権法第35条第2項では、教育機関における授業等以外の場所への異時での公衆送信が認められていないため、大学設置基準で規定されている上記の学修が抑制されている。」については、下線部分の説明が不足しているため、具体例をあげわかりやすいように加筆することを確認した。

#### 4. 利用条件について

「(3) 自動公衆送信を行う者は教育機関とする。」は、学生が他者の著作物を利用した成果物を自動公衆送信できないようになっているが、能動的学修を実現するには学生が他者の著作物を利用する必要性もあることや、現行法では学生も紙媒体を複製し授業で配布できることから、学生による自動公衆送信を可能とするため、「(3) 自動公衆送信を行う者は教育機関とする。」を削除することにした。

#### 5. 大学向けアンケートについて

(1) 前文「著作権法では授業時間外での著作物(コンテンツ)利用が認められていない」は、他者の著作物の利用が現行法では認められないことがわかりよう修正する。例えば、現行法では、他者の著作物を利用した教材などは、許諾なしでは学内LAN上に載せることはできないことなどとする。

(2) 設問「(1) eラーニングの発展のために、異時での著作物の自動公衆送信を認めてほしいと思われませんか。」については、現行法ではeラーニングを利用できる範囲が狭いため、拡大するための要望・意見を聞かせてほしいという趣旨が伝わるよう説明を加えることとした。

(3) 著作権法に関わる問題点や課題に絞って項目を設定することを確認し、その際、大学での課題を委員校にも協力して出してもらうこととした。

#### 6. 次回委員会

次回は6月13日(木) 10:00より開催し、改正案とアンケートを引き続き検討することを確認した。